

甲佐町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

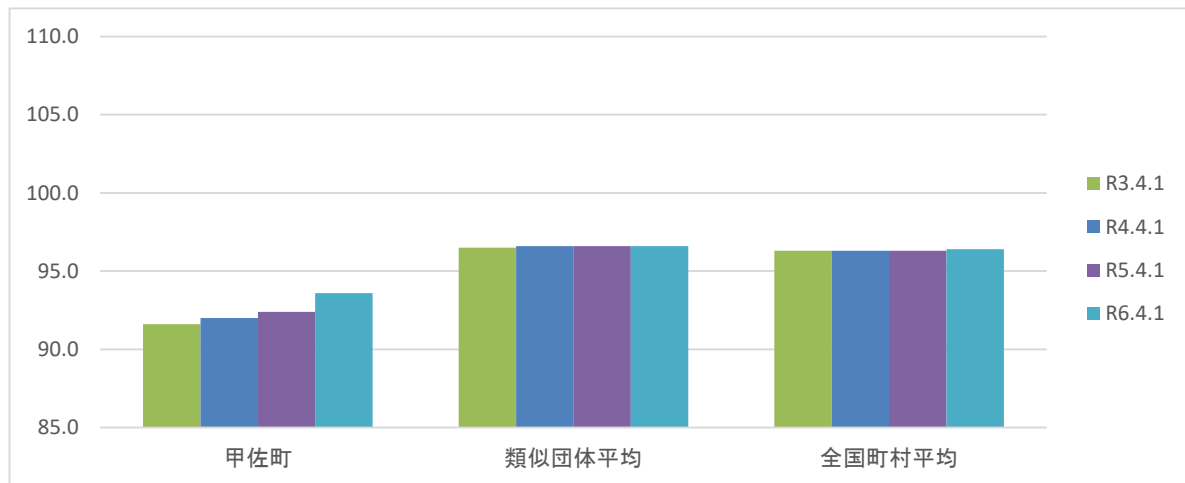
区分	住民基本台帳人 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費
R5年度	人 10,146	千円 10,232,813	千円 853,185	千円 947,143	% 9.26	% 11.63

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当 り給与費 B/A	(参考) 類似団体 平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 115	千円 370,555	千円 59,682	千円 148,774	千円 579,011	千円 5,035	千円 5,708

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

経験年数の見直しを行ったため。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		国の改定率
R6年度	円 -	円 -	円 -	% -	% 2.76	% 2.76

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	(参考)
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月)		国の年間 支給月数
R6年度	円 -	円 -	円 -	円 -	月 4.60	月 4.60

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

該当なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成29年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
甲佐町	42.2 歳	292,800 円	330,747 円	313,107 円
熊本県	43.1 歳	326,884 円	398,464 円	352,360 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.8 歳	309,513 円	358,114 円	334,718 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
甲佐町	— 歳	0 人	— 円	— 円	— 円
熊本県	56 歳	162 人	321,885 円	356,697 円	334,835 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
類似団体	50.2 歳	4 人	290,973 円	313,408 円	300,549 円

③教育職

区 分	公 務 員		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)
甲佐町	61.3 歳	※ 円	※ 円
熊本県	44.5 歳	364,829 円	402,966 円
類似団体	41.7 歳	299,825 円	331,828 円

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は、給料等の欄は「アスタリスク（※）」としている。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	甲佐町	熊本県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	196,200 円
	高校卒	166,600 円	166,600 円
技能労務職	高校卒	164,000 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

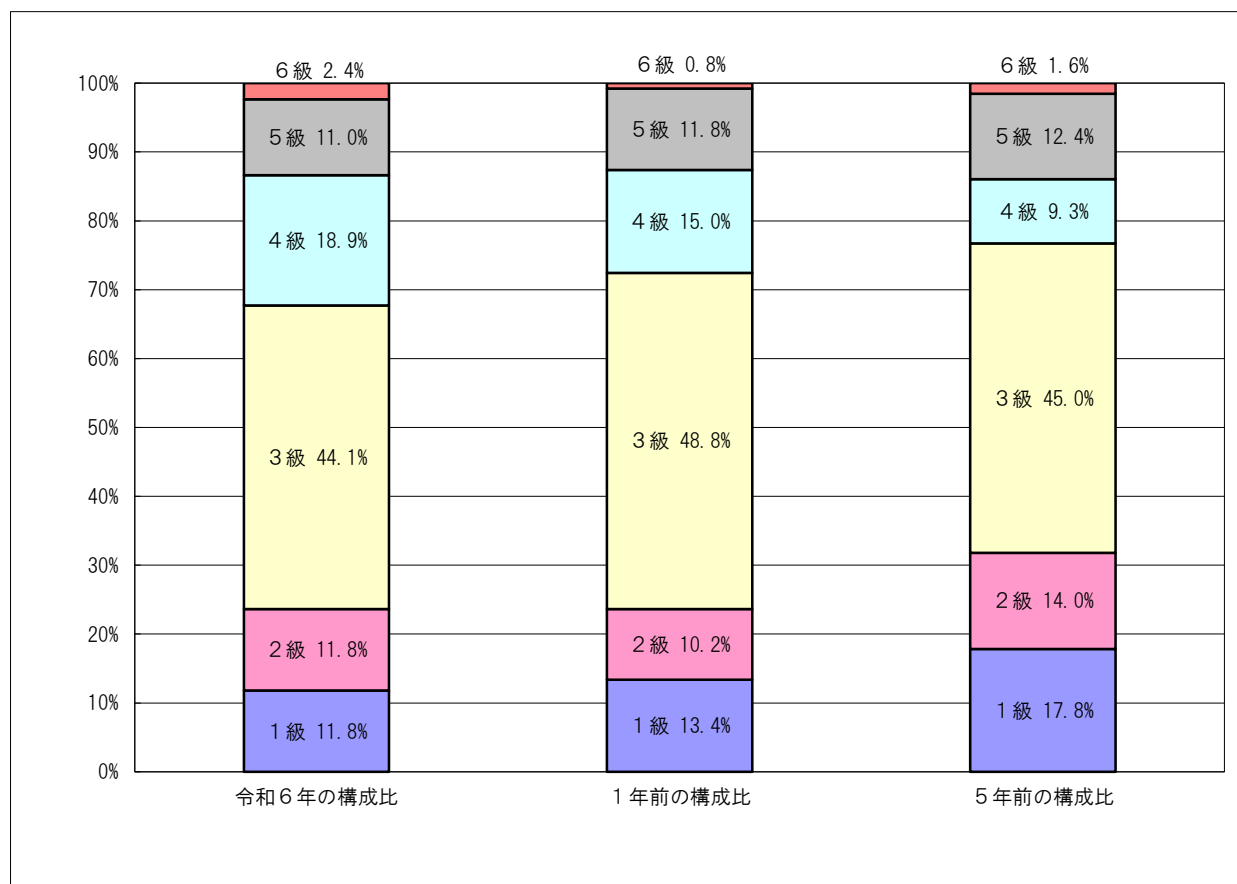
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,500 円	353,400 円	374,600 円	380,000 円
	高校卒	241,100 円	317,500 円	351,200 円	374,900 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	人 15	% 11.8	円 162,100	円 249,400
2級	主事	人 15	% 11.8	円 208,000	円 305,200
3級	参事・係長	人 56	% 44.1	円 240,900	円 351,000
4級	主幹・課長補佐	人 24	% 18.9	円 271,600	円 382,000
5級	課長	人 14	% 11.0	円 295,400	円 394,000
6級	課長	人 3	% 2.4	円 323,100	円 411,300

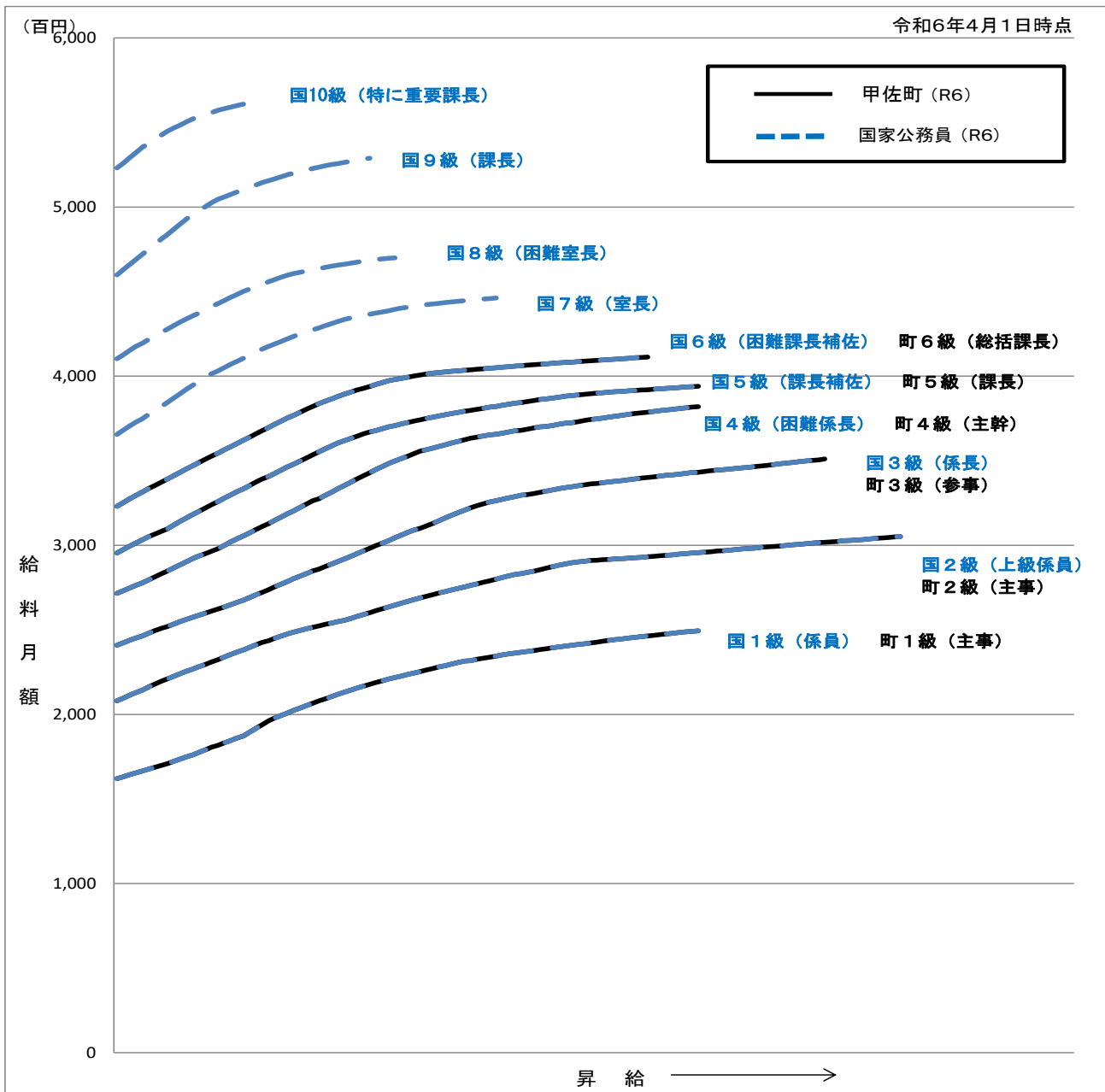
- (注) 1 甲佐町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（甲佐町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

甲佐町	熊本県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,345 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 1,778 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 10 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 20 % ・管理職加算 15 % ~ 25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 % ~ 20 % ・管理職加算 10 % ~ 25 %

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（甲佐町）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している		
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の区分のみ（一律）		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

甲佐町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 4,200 千円 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H28年度決算）	— 円
支給対象地域 支給率 支給対象職員数 国の制度（支給率）	
— %	
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（R3年度決算）	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	— 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）	— %
手当の種類（手当数）	—
手当の名称 主な時給対象職員 主な支給対象事務 支給実績 左記職員に対する支給単価	
	千円
	千円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	18,271 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R3年度決算）	186 千円
支給実績（R4年度決算）	20,091 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（R4年度決算）	199 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	・ 配偶者 6,500円 ・ 22歳までの子 10,000円 ・ その他 6,500円 ※16歳～22歳の子は5,000円加算	同		11,285 千円	221,275 円
住居手当	賃貸住宅 (家賃額に応じて支給、 上限28,000円)	同		6,128 千円	245,120 円
通勤手当	2km以上	同		7,009 千円	81,500 円
管理職手当	5、6級課長・審議員に定額支給	同		7,534 千円	470,875 円
管理職員特別 勤務手当	6,000円～12,000円/回	同		0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等		(参考) 類似団体における最高／最低額	
給 料	町 長	790, 700 円	855, 000 円／	382, 500 円	
	副町長	593, 000 円	700, 000 円／	430, 400 円	
報 酬	議 長	315, 700 円	408, 000 円／	230, 000 円	
	副議長	260, 500 円	342, 000 円／	180, 000 円	
	議 員	237, 300 円	323, 000 円／	157, 000 円	
期 末 手 当	町 長	(R5年度支給割合)			
	副町長	2. 85 月分			
	議 長	(R5年度支給割合)			
	副議長 議 員	2. 85 月分			
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	
	町 長	在職 1 年につき給料月額×500/100	15, 814 千円	任期ごとに支給	
	副町長	在職 1 年につき給料月額×290/100	6, 878 千円	任期ごとに支給	
	備 考				

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝4 8 月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

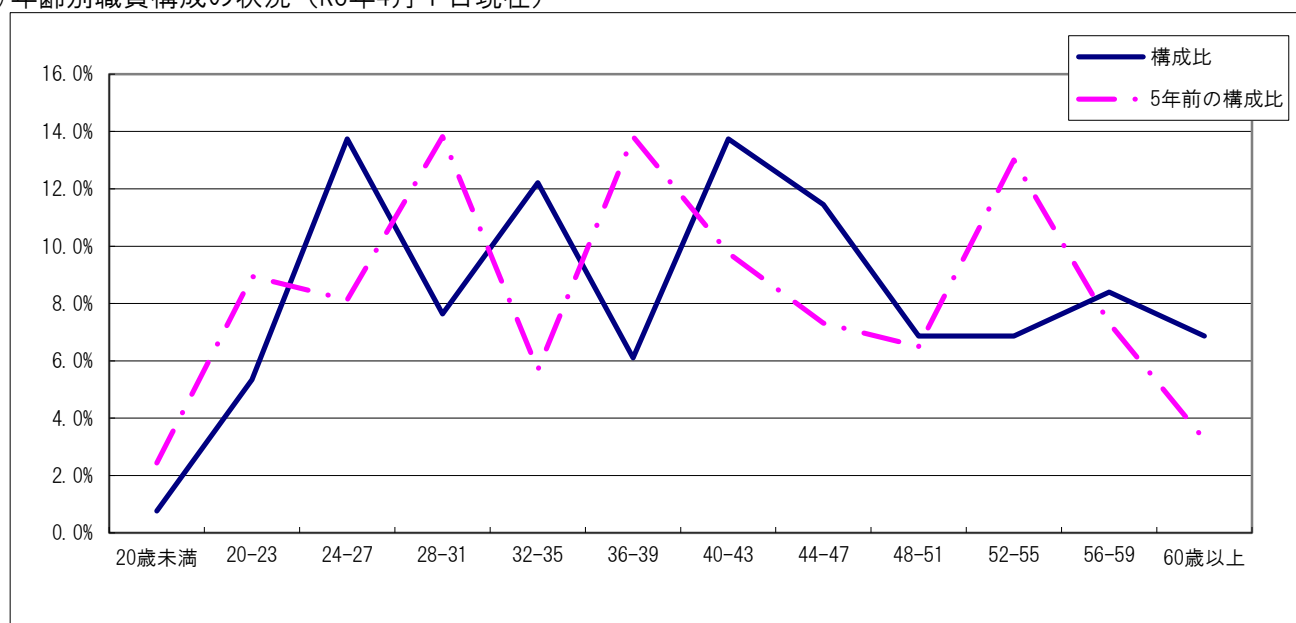
(各年4月1日現在)

部門			区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
				令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務	2	2	0	機構改革による減	
		農林水産	35	35	0		
		労働	9	10	△ 1		
		商工	13	13	0	雇用形態の変更による減	
		土木	3	3	0		
		民生	12	11	1		
		衛生	11	11	0		
		計	14	15	△ 1		
計		99	100	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.58 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 88.99 人)		
教育部門		16	15	1			
消防部門		0	0	0			
小計		115	115	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 113.35 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 108.29 人)		
公営会計企業等部門	水道		3	3	0		
	その他		10	10	0		
	小計		13	13	0		
合計			128	128	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 126.16 人	
			[132]	[132]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（R6年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 7	人 13	人 9	人 14	人 13	人 11	人 17	人 14	人 7	人 9	人 13	人 128

(3) 職員数の推移

		(単位：人・%)					
年度		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
部門別		過去5年間の増減数(率)					
一般行政		97	102	106	103	100	99
教 育		15	14	14	15	15	16
消 防		0	0	0	0	0	0
普通会計 計		112	116	120	118	115	115
公営企業等会計計		13	13	12	13	13	13
総 合 計		125	129	132	131	128	128

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 公共水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
R5年度	千円 152,265	千円 1,469	千円 18,770	% 12.33	% 10

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 3	千円 8,563	千円 1,798	千円 3,560	千円 13,921	千円 4,640	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
甲 佐 町	32.5 歳	268,700 円	407,800 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円
事 業 者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

甲佐町		団体平均	
1人当たり平均支給額（R5年度）		1,110 千円	1人当たり平均支給額（R5年度） 1,506 千円
(R5年度支給割合)		(R5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	月分	月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	() 月分	() 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5% ~ 10%			

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（R6年4月1日現在）

甲佐町			団体平均		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置		
1人当たり平均支給額			0 千円	1人当たり平均支給額	11,058 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（R6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R3年度決算）			—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）	
	%	0人	0%	
	%	0人	0%	

エ 特殊勤務手当（R6年4月1日現在）

支給実績（R5年度決算）			—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）			—	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（R5年度）			0%	
手当の種類（手当数）			0	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	

オ 時間外勤務手当

支給実績（R5年度決算）	729	千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	243	千円
支給実績（R4年度決算）	772	千円
職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）	257	千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（R5年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）
扶養手当	・配偶者 6,500円 ・22歳までの子 10,000円 ・その他 6,500円 ※16歳～22歳の子は5,000円加算	同		240 千円	240,000 円
住居手当	賃貸住宅 (家賃額に応じて支給、上限28,000円)	同		624 千円	312,000 円
通勤手当	2Km以上	同		205 千円	102,500 円
管理職手当	5、6級課長・審議員に定額支給	同		千円	円